

那須町屋外広告物パンフレット

～美しく誇れるまちをめざして～



平成25年4月
栃木県那須町

ルールの必要性

屋外広告物は、適正に表示されれば、まちのにぎわいを演出したり、経済・文化活動などの社会生活に必要な情報を提供するなど、非常に有意義なものです。

一方で、無秩序、無制限に表示されれば、広告としての本来の役割を果たさなくなるばかりか、自然やまちのもつ美しさを損なうことになります。また、設置や管理が適切に行われなければ、倒壊や落下によって、思わぬ事故が発生する場合もあります。

そこで、那須町は、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を図るために、「屋外広告物法」に基づいて、「那須町屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の表示や設置についてのルールをつくり、必要な規制を行っています。

もくじ

| | |
|-------------------------------|-------|
| ルールの必要性及びもくじ | 1 |
| 屋外広告物とは | 2 |
| 屋外広告物規制の4本柱（禁止・許可地域、禁止広告物・物件） | 3 |
| 適用除外広告物（自家用広告物など） | 4 |
| （禁止地域内の案内誘導看板） | 5 |
| 屋外広告業の登録及び管理者の設置 | 6 |
| 那須町屋外広告物規制概要図 | 7、8 |
| 地域区分 | 9 |
| 基準の概要 | 10 |
| 表示・設置する際の配慮 | 11、12 |
| 屋外広告物作成の流れ | 13 |
| 許可申請・届出の手続き | 14 |
| 許可申請手数料一覧 | 15 |
| 罰則規定 | 15 |
| 関係法令及び手続き先 | 15 |

屋外広告物とは

次の4つの要件すべてに該当するものを「屋外広告物」といいます。

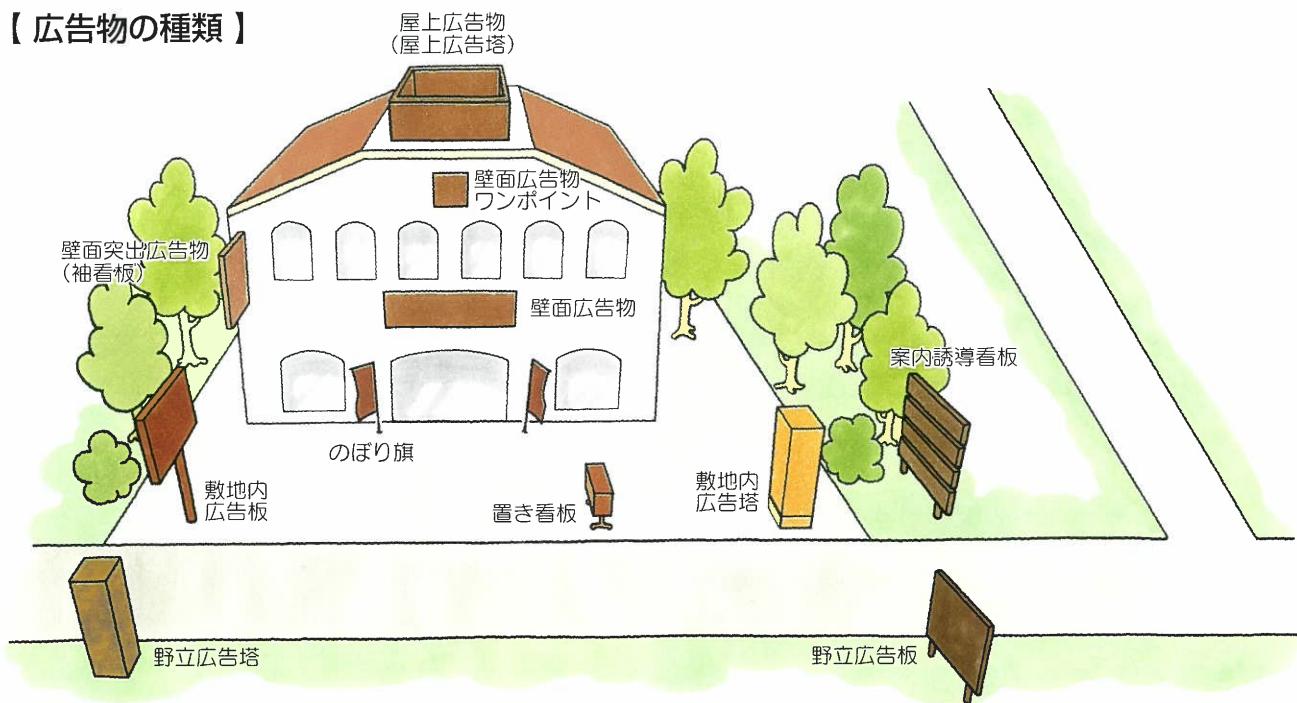
また、「表示する」とは、一定の観念、イメージ等が表示されていることを指します。単なる絵画や写真で、営利目的と関係がないものであっても、屋外広告物に該当します。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に対して表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物などに表示・設置されたものなど

※屋外広告物に該当しないもの

- 街頭で配布されているチラシなどの定着性のないもの
- 建築物・自動車の窓ガラス等の内側から表示されるもの
- 工場・野球場・遊園地内等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
- 単に光を発するもの(サーチライトなど)、音響広告 など

【広告物の種類】



すべての広告物に共通する義務

広告物の表示者等は、屋外広告物を表示・設置する場所、広告物の種類に関係なく、次の義務を守らなければなりません。

広告物の管理義務

屋外広告物の表示者等は、表示等をした屋外広告物について、補修その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければなりません。

広告物の除去義務

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、表示等の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除去し、町長にその旨を届出なければなりません。

屋外広告物規制の4本柱

屋外広告物の規制は大きく分けて次の4つの規制とそれらの規制の対象から除外する「適用除外」という制度により成り立っています。

これらの規制に違反した場合、罰則の対象となりますので、ご注意ください。

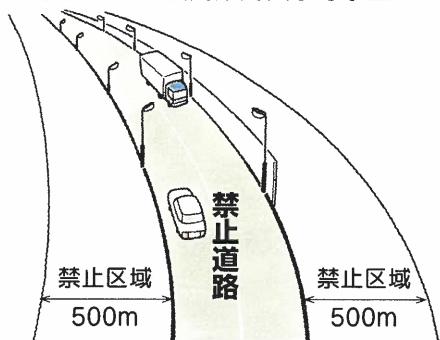
禁止地域

次のような地域では、原則として広告物の表示・設置が禁止されます。

ただし、自家用広告物や案内誘導看板など最低限必要なもので、基準に適合し届出又は許可申請を行ったものは認めます。

- 重要文化財、史跡名勝天然記念物等の区域
- 森林法による保安林の区域
- 国立公園、県立公園の区域
- 道路で町長が指定する区間 など

両側 500m 以内原則表示等禁止！



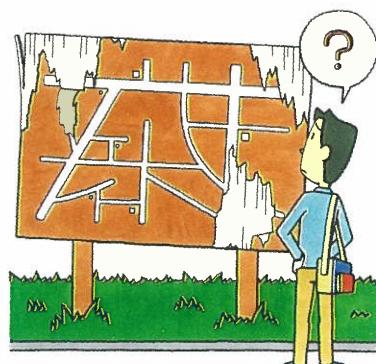
許可地域

禁止地域以外の地域では、広告物を表示・設置するためには原則として町長の許可が必要です。

禁止広告物

次のような広告物は、那須町内のどの地域でも、どのような場合でも、誰が表示したものであっても、例外なく表示・設置が禁止されています。

- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止物件

次のような物件には、那須町内のどの地域でも、原則として広告物の表示・設置ができません。

- 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識及び歩道柵、ガードレール
- 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら など



適用除外広告物

経済活動や社会生活上最低限必要だと認められる屋外広告物は、一定の基準を満たした場合、届出又は許可申請を行うことにより禁止区域内での表示・設置が可能となったり、一部許可申請が免除となったりするなど**禁止地域**、**禁止物件**及び**許可地域の規定**の全部又は一部が除外されます。これを**適用除外**といいます。

ただし、適用除外となる広告物でも、禁止広告物、管理義務、除去義務などの規定の適用は受けます。

■禁止物件・禁止地域・許可地域の規制の適用除外となるもの（抜粋）

| | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 法令の規定による広告物 | 建築確認の表示（建築基準法） 工事現場等への標識の表示（建設業法） |
| 国又は地方公共団体による広告物 | 公共的目的の広告物 |
| 公職選挙法の選挙運動のための広告物 | 選挙期間中の選挙運動のためのポスター |
| 自家用広告物（禁止物件の適用除外） | 石垣や照明塔などに所有者が表示するもの |

■禁止地域・許可地域の規制の適用除外となるもの（抜粋）

| | |
|---------|--|
| 自家用広告物 | 合計表示面積が10m ² 以内 |
| 管理用広告物 | 表示面積0.5m ² 以内、高さ1.5m以内 |
| 一時的な広告物 | 冠婚葬祭、地域行事のためのもの 講演・展覧会等のため会場の敷地内に表示するもの |

自家用広告物

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標、自己の事業又は営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物のことといいます。

【自家用広告物の適用除外基準】

| 区分 | | 自家用広告物の合計面積 (特定商品名に係る広告物の面積が合計面積の1/2以内である場合に限る) | | | |
|----|-------------------|--|---------------------|---------------------|--------------------|
| 地域 | 別表番号 | 10m ² 以内 | 15m ² 以内 | 30m ² 以内 | 30m ² 超 |
| 禁止 | 4～7、9、 13、14 | 許可不要 届出必要 (他法令許可・ 届出が必要な場 合があります) | | 設置不可 | |
| | 11、15 | | 許可申請 | 設置不可 | |
| | 8、10、12、 16、17 | | 許可申請 | | 設置不可 |
| 許可 | 1、2、3 | 申請不要 | | 許可申請 | |

案内誘導看板

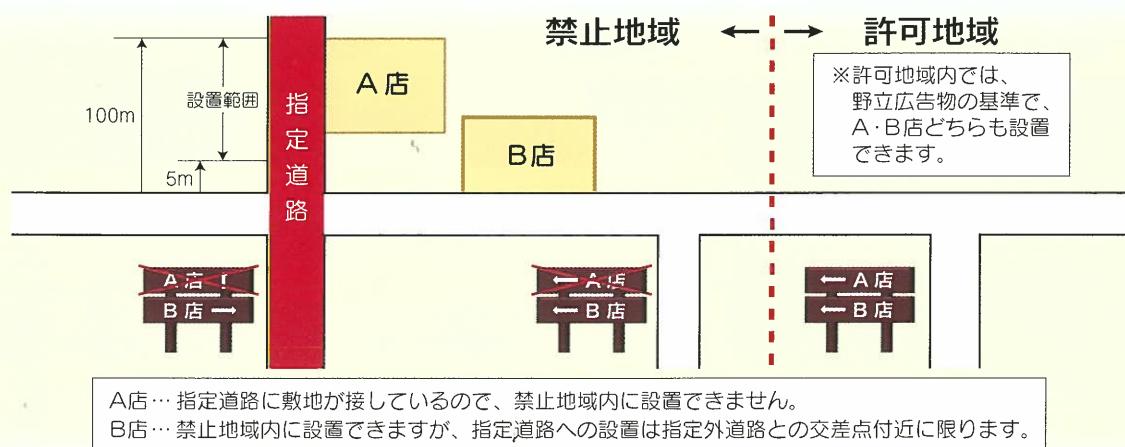
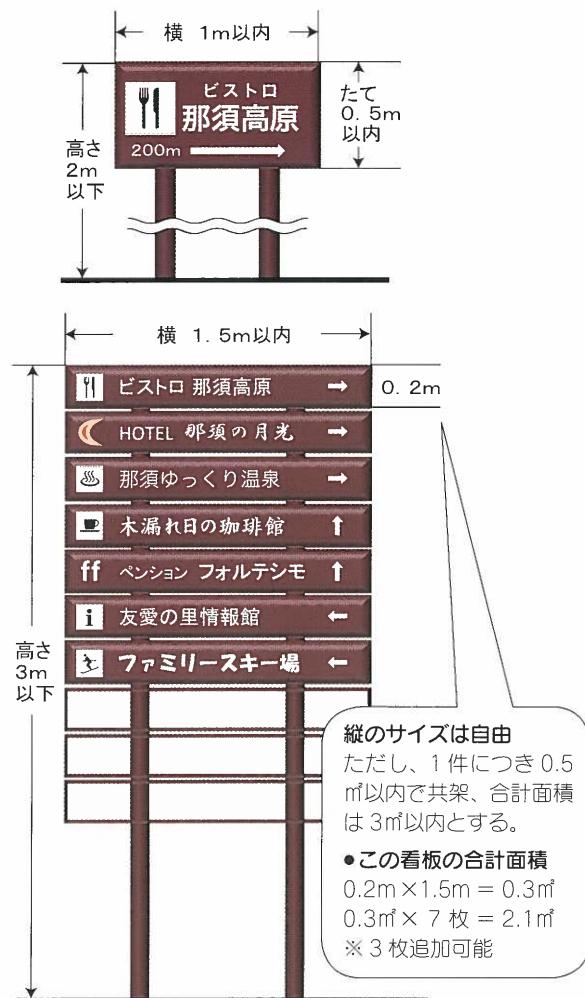
案内誘導看板とは、自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示又は設置する広告物のことです。

禁止地域では、**基準に適合する案内誘導看板は許可を受ければ表示又は設置することができます。**ただし、町長が指定する道路(P7、8参照)に営業所等の敷地が接している場合、案内誘導看板は設置できません。

なお、許可地域では、野立広告板・塔の基準が適用されます。

【禁止地域における案内誘導看板の許可基準】

- 事業遂行上必要であること
- 高さ2m以下(共架の場合3m以下)
- 1件につき縦0.5m以下、横1m以下(共架の場合0.5m以内で横1.5m以下)
- 表示面は平面で0.5m以内(共架の場合、合計3m以内)表裏各1面以内。
- 自己の営業所等から3km以内で、道路交差点から5m以上500m以内
ただし、町長が指定する道路では当該指定道路と自己の営業所等に通じる道路の交差点から5m以上100m以内
- 材料は、青銅、木又は擬木
- 色彩は、青銅製のものは着色しないもの、他のものはこげ茶色で、文字は白色又は黒色。ただし、一面につき、表示面の1/5以内の一の図柄を表示できる。
- 件数は、一者につき3件以内
- 特殊装置の場合、間接照明とし、光源は白色系であり、光源の点滅を伴わないもの



屋外広告業の登録

① 屋外広告業とは

広告主等から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

この場合、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような、広告代理業等は屋外広告業に該当しません。また、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行わないものも該当しません。

② 屋外広告業を営む場合

県内において営業所の有無に関わりなく、屋外広告業を営む場合には、『屋外広告業登録申請書』に必要な添付書類を添え、営業所の所在地を所轄する「土木事務所長を経由」して「栃木県知事あてに提出」し、あらかじめ屋外広告業の登録を受ける必要があります。

詳しくは栃木県国土整備部都市計画課のホームページをご覧ください。

- 登録を受けたとき 『屋外広告業者登録票』を営業所に掲示
- 登録事項に変更があったとき 『屋外広告業登録事項変更届出書』
- 屋外広告業を廃止したとき 『屋外広告業廃業等届出書』

屋外広告物管理者の設置

① 屋外広告物管理者の設置義務

良好な景観又は風致の維持や公衆に対する危害を防止するためには、広告物を常に良好な状態に保持する必要があります。このため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにするために、簡易な広告物を除き、広告物の管理者を設置することが義務付けられています。

◆対象となる広告物

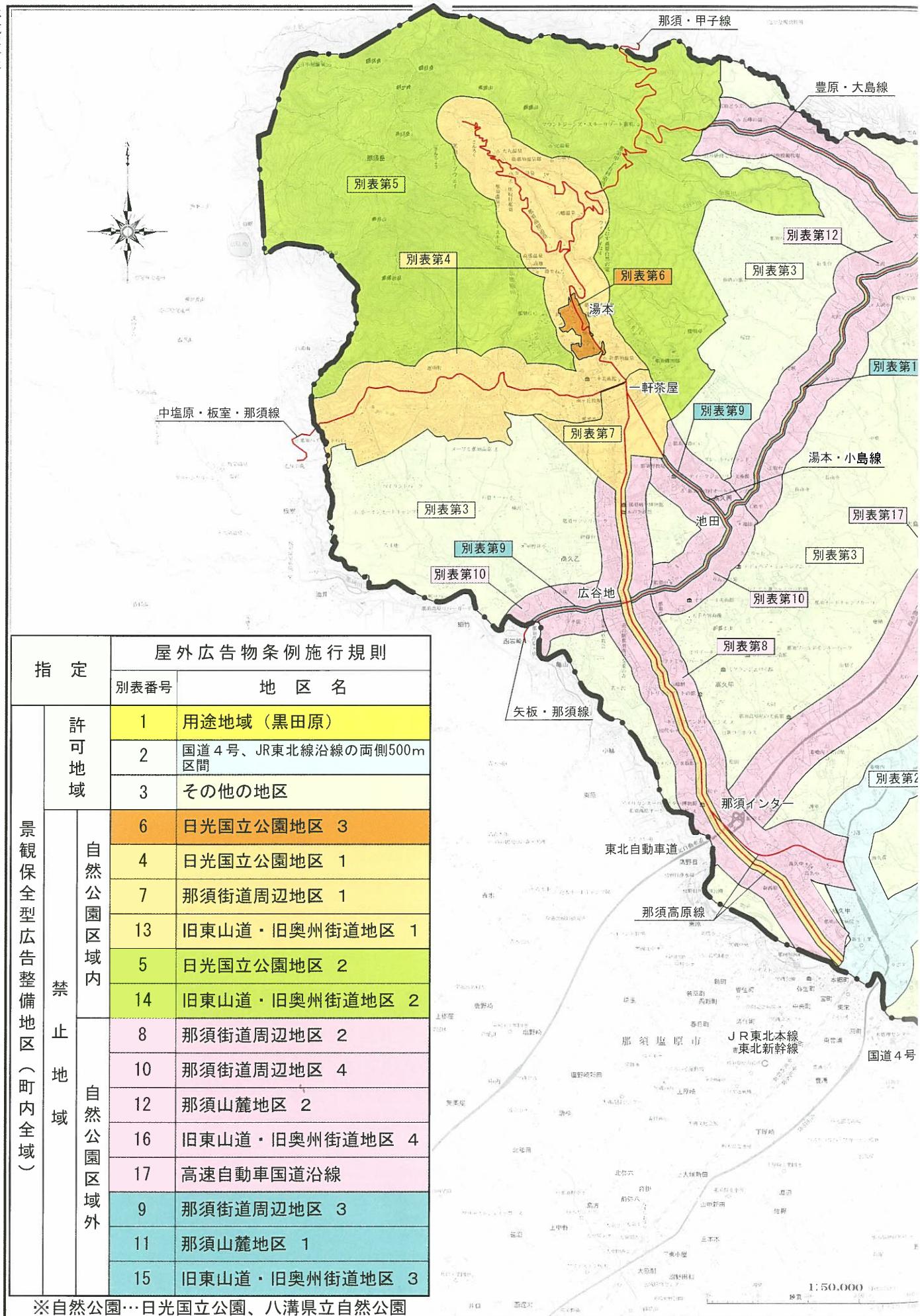
看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物以外の広告物

◆屋外広告物管理者の要件（次のいずれかに該当する方）

- ① 本県及び他の都道府県等の屋外広告物講習会修了者
- ② 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が行う試験に合格した者
- ③ 職業能力開発促進法に基づく管理者要件取得者
- ④ その他知事が認定した者

② 屋外広告物管理者の設置等の届出

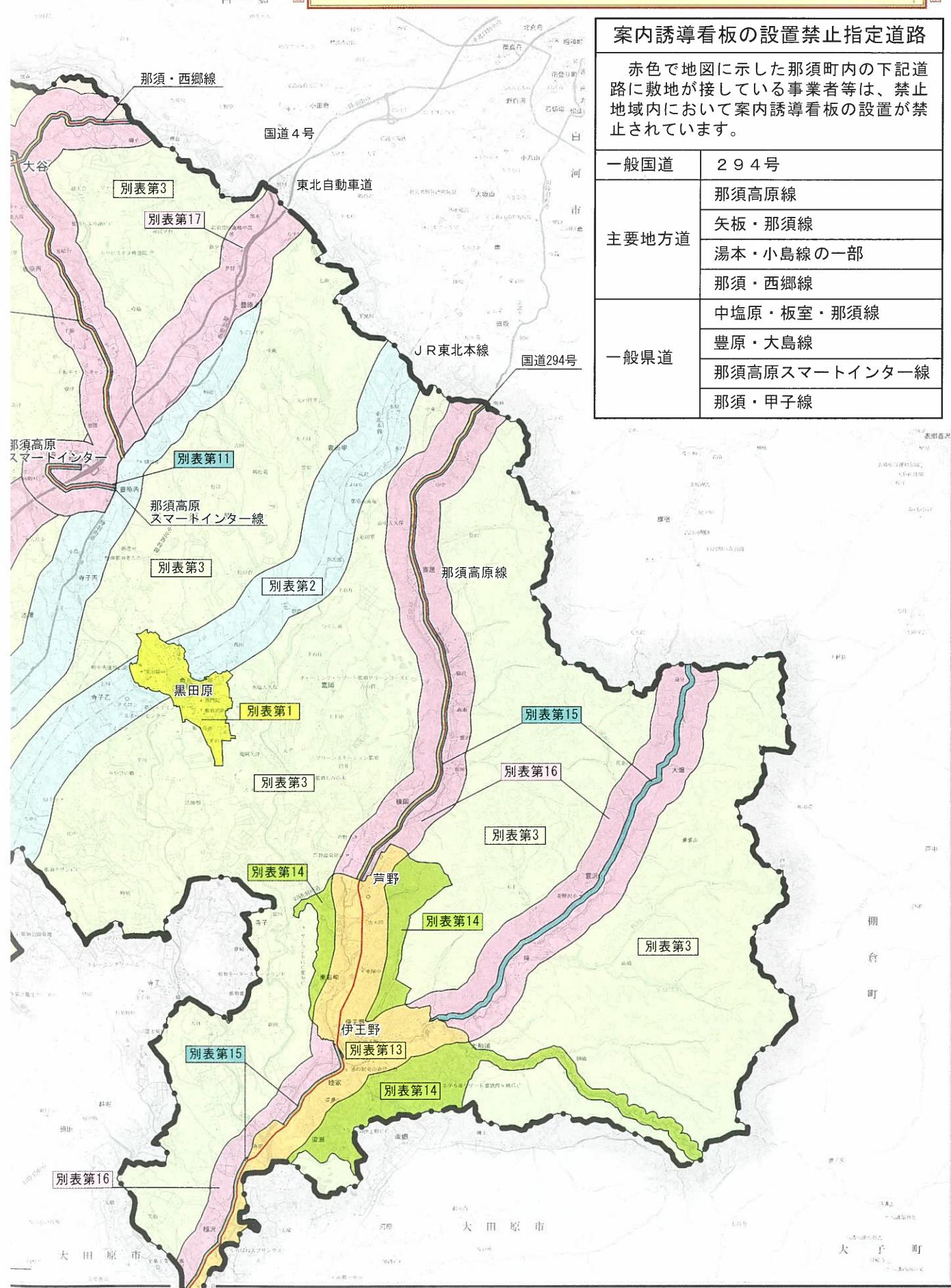
- 管理者を設置したとき 『屋外広告物管理者等設置（変更）届出書』
- 管理者の氏名等を変更したとき 『屋外広告物管理者等設置（変更）届出書』



この地図の内容にあっては、既存の規制区域の手引き並て、規制要件の定めに付随する規定を適用したるものである。

規制要件 第一版 2008年4月

那須町屋外広告物規制概要図



案内誘導看板の設置禁止指定道路

赤色で地図に示した那須町内の下記道路に敷地が接している事業者等は、禁止地域内において案内誘導看板の設置が禁止されています。

| | |
|-------|---------------|
| 一般国道 | 294号 |
| 主要地方道 | 那須高原線 |
| | 矢板・那須線 |
| | 湯本・小島線の一部 |
| | 那須・西郷線 |
| 一般県道 | 中塩原・板室・那須線 |
| | 豊原・大島線 |
| | 那須高原スマートインター線 |
| | 那須・甲子線 |

地 域 区 分

| 地域区分 | | | | 手続き先及び該当法令等 | | | |
|-----------------------|---------|-------------------------|--|-------------|---------------|-------------------------------|---|
| 指定 | | 屋外広告物条例施行規則別表番号及び区分 | | 環境省 | 那須町 | | |
| 別表番号 | 地区名 | 区域 | 自然公園法 | 栃木県立自然公園条例 | とちぎふるさと街道景観条例 | 那須町屋外広告物条例 | |
| 景観保全型広告整備地区 (町内全域) | 許可地域 | 1 用途地域(黒田原) | 黒田原の用途地域 | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・10m²以内:手続不要 ・10m²超:許可申請(10m²以内の分合) |
| | | 2 国道4号、JR東北線沿線の両側500m区間 | 禁止地域、用途地域を除く | — | — | — | |
| | | 3 その他の地区 | 別表1~2、4~17以外の地区 | — | — | — | |
| | 自然公園区域内 | 6 日光国立公園地区 3 | 湯本の用途地域 | 届出 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・10m²以内:届出 ・10m²超:設置禁止 |
| | | 4 日光国立公園地区 1 | 那須街道、中塩原・板室・那須線沿線の両側それぞれ500m区域(ただし、用途地域を除く)及び中塩原・板室・那須線以南の日光国立公園普通地域 | 届出又は許可申請 | — | — | |
| | | 7 那須街道周辺地区 1 | 那須街道、湯本・漆塚線沿線の日光国立公園地区(一軒茶屋交差点以南) | 許可申請 | — | — | |
| | | 13 旧東山道・旧奥州街道地区 1 | 国道294号、大子・那須線沿線の両側それぞれ500m区域でかつ八溝県立自然公園の区域 | — | 届出又は許可申請 | — | |
| | | 5 日光国立公園地区 2 | 日光国立公園地区1、3及び那須街道周辺地区1を除く地域(別表6:湯本の用途地域も除く) | 届出又は許可申請 | — | — | |
| | | 14 旧東山道・旧奥州街道地区 2 | 旧東山道・旧奥州街道地区1の区域以外の八溝県立自然公園の区域 | — | 届出又は許可申請 | — | |
| | 禁止地域 | 8 那須街道周辺地区 2 | 那須街道沿線の日光国立公園地区から両側それぞれ500m区域(道路中心から左右100m)の日光国立公園区域を除く | — | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・10m²以内:届出 ・10m²超~30m²:許可申請(10m²以内の分合) ・30m²超:設置禁止 |
| | | 10 那須街道周辺地区 4 | 湯本・漆塚線、那須・西郷線、矢板・那須線の路肩から両側それぞれ50~500m区域 | — | — | — | |
| | | 12 那須山麓地区 2 | 那須・西郷線、豊原・大島線、那須高原スマートIC線の路肩から両側それぞれ50~500m区域 | — | — | — | |
| | | 16 旧東山道・旧奥州街道地区 4 | 旧東山道・旧奥州街道地区1、2、3以外で国道294号、大子・那須線、黒磯・棚倉線、伊王野・白河線沿線の両側それぞれ50~500m区域 | — | — | — | |
| | | 17 高速自動車国道沿線 | 両側それぞれ500m区域 | — | — | — | |
| | | 9 那須街道周辺地区 3 | 湯本・漆塚線、那須・西郷線、矢板・那須線の路肩から両側それぞれ50m区域 | — | — | 届出(0.5m ² 超の広告板・塔) | |
| | | 11 那須山麓地区 1 | 那須・西郷線、豊原・大島線、那須高原スマートIC線の路肩から両側それぞれ50m区域 | — | — | — | |
| | | 15 旧東山道・旧奥州街道地区 3 | 旧東山道・旧奥州街道地区1、2以外で国道294号、大子・那須線、黒磯・棚倉線、伊王野・白河線沿線の両側それぞれ50m区域 | — | — | — | |

※自然公園…日光国立公園、八溝県立自然公園

基準の概要

| 地域区分 | 主な広告物の基準 | | | | | | | | | | | |
|------|----------|--------------------------------|----|--------------------------|-----------------------|---------------------------------------|--|----|----|------|------------------------------|--|
| | 敷地内 | | | | | | | | | | 敷地外 野立・案内誘導看板 | |
| 別表番号 | 敷地内広告板 | | | | | 壁面広告物 | | | | | | |
| | 高さ | 表示面積 | 基数 | 色彩 | 特殊装置 | 高さ | 表示面積 | 基数 | 色彩 | 特殊装置 | | |
| 1 | 12m以下 | 20m ² 以内/面 表裏各1面 | | 一 | 一 | 9m以下かつ3階窓下以下 ワンポイントマーク及び商工業地域:制限なし | 20m ² 以内/基 3m ² 以内/ワンポイント 合計面積:1壁面の1/4以内 | | 一 | 一 | 野立広告物掲出可 | |
| 2 | 9m以下 | | | 一 | 一 | 9m以下かつ3階窓下以下 ワンポイントマーク:制限なし | | | 一 | 一 | | |
| 3 | 5m以下 | 5m ² 以内/面 表裏各1面 | | 一 | 点滅不可 | 6m以下かつ2階窓下以下 ワンポイントマーク:制限なし | 3m ² 以内/基 1m ² 以内/ワンポイント 合計面積:1壁面の1/4以内 | | 一 | 点滅不可 | | |
| 6 | 5m以下 | 5m ² 以内/面 表裏各1面 | | | | 9m以下かつ3階窓下以下 ワンポイントマーク:制限なし | 5m ² 以内/基 3m ² 以内/ワンポイント 合計面積:1壁面の1/4以内 | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | 野立広告物掲出不可(案内誘導看板のみ掲出可 P5 参照) | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 3m以下 | 3m ² 以内/面 表裏各1面 | | 地色、裏面及び支柱はこげ茶色、文字は白色又は黒色 | 光源が白色系であり光源の点滅を伴わないもの | | | | | | 光源が白色系であり光源の点滅を伴わないもの | |
| 14 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 5m以下 | 5m ² 以内/面 表裏各1面 | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | |

表示・設置する際の配慮

那須町では、自然景観と調和した広告景観づくりのため、町内全域を景観保全型広告整備地区に指定し、下記のとおり基本方針及び基準を定めています。

【基本方針】

- 魅力ある自然景観を保全しながら、これと調和した個性的な広告景観づくりを進めます。
- 暮らしの場に心地よさをもたらす広告景観づくりを進めます。

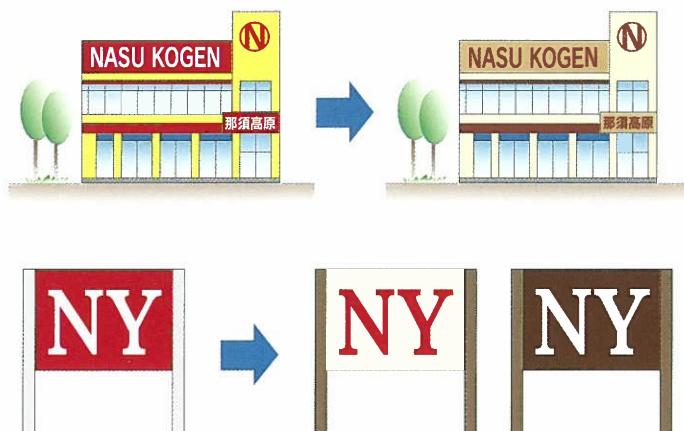
【基 準】

- 形状……自然景観になじむ、シンプルで穏やかさの感じられるものとします。
- 色彩……周辺の景観に調和する、落ち着きのある色合い・色調とします。

これらの方針・基準に基づき、高さや面積及び色彩などの設置基準を那須町屋外広告物条例施行規則の別表（第1～17）に定めておりますが、実際に施工するときに基準とともに配慮していただきたいポイントについて下記のとおりまとめましたので、十分に留意して施工してください。

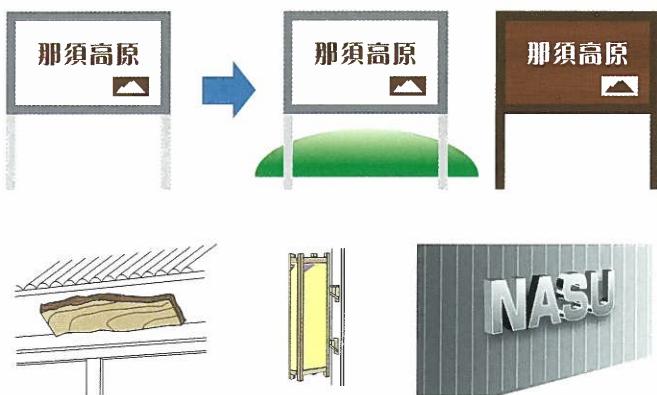
色彩

- 地色など基調色はできるだけ低彩度の色彩を用い、全体としてやわらかな印象を与える配色としましょう。
- 禁止地域では壁面広告物や簡易広告物などを除き、コゲ茶地に白又は黒文字とすることが基本です。企業カラーも使用できませんので、ご注意ください。



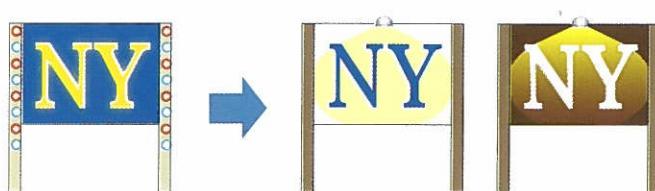
形態・素材

- 周辺の景観や地域性に配慮した素材やデザインを用いることにより地域の魅力を印象づけましょう。
- 木材や石材などの自然素材を使用したり、箱文字などによる広告物のアート化や広告物周辺の整備・緑化等を行ったりして、建物や景色など周辺の景観に馴染むものにしましょう。



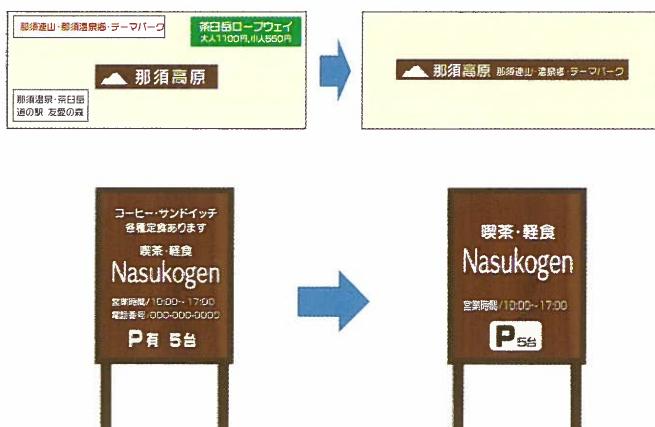
照 明

- 広告物の照明は必要以上の輝度及び色彩を用いることはやめましょう。
- できるだけ間接照明を使用し、やわらかな光による表現に努めましょう。



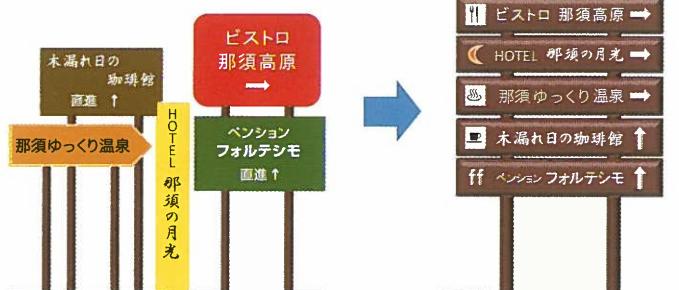
表現方法

- 情報を的確に伝えるため、内容を絞り込み簡潔に表現しましょう。
- 少しでも多くの情報を提供しようとすると、文字数や看板数が多くなりがちですが、情報が多すぎると逆に伝わりにくくなります。



集合化

- 乱立した広告物を集約し、見やすくすっきりとした広告物にしましょう。
- 大きさや色彩・形などが異なる様々な広告物が乱立していると、景観を乱すうえに情報も伝わりにくくなります。広告主や屋外広告業者間で相談するなどして集合化しましょう。



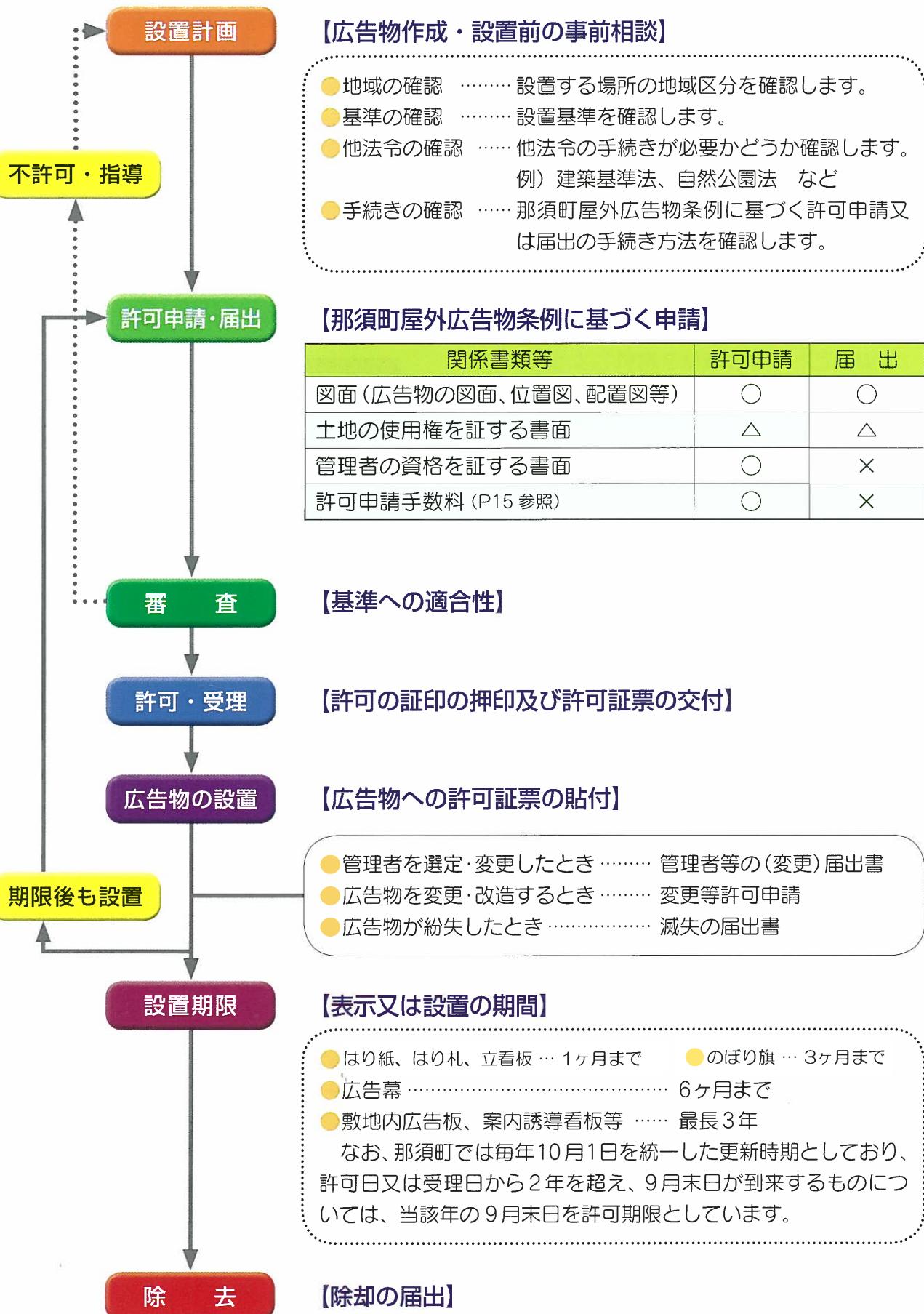
危険の回避

- 交差点周辺や出入り口付近に広告物が設置されていると、公共の交通に支障をきたします。また、通行する車両や歩行者の確認が遅れ、人命にかかる事故となる危険性が生じますので、後退距離や設置場所に気をつけましょう。

屋内の表示

- 建物の窓などの内側に表示・設置する広告物は、法令上屋外広告物に該当しません。ただし、過度に表示した場合お店の雰囲気や周辺の景観を乱す一つの要因になりますので、できるだけ控えましょう。

広告物作成の流れ



許可申請・届出の手続き

那須町では、広告物を表示又は設置する際の手続きが地域や広告物の合計面積などによって、許可申請の手続きと届出の手続きとに分けられます。

1. 新規の場合（許可申請、届出）

那須町 建設課 都市計画係へ、関係書類正・副2部を提出し、許可後又は届出受理後に着工してください。

- 許可申請のとき **『屋外広告物許可申請書』**
- 届出のとき **『屋外広告物表示(設置)届出書』**

| 関係書類等 | 許可申請 | 届出 |
|----------------------------------|------|----|
| 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等） | ○ | ○ |
| 使用権を証する書面（他人が所有する土地等に表示又は設置する場合） | △ | △ |
| 管理者の資格を証する書面（屋外広告物講習会修了証明書等の写し） | ○ | × |
| 許可申請手数料（P15 の手数料一覧で確認してください） | ○ | × |

2. 更新の場合

許可期間（表示又は設置の期間）は広告物の種類によって決まっています。期限後も広告物を表示又は設置する場合には、期限満了前に更新許可申請の手続きをしてください。

なお、申請手続きは許可等期限前に余裕を持って行うようにしてください。

- 更新許可申請のとき **『屋外広告物更新許可申請書』**

| 関係書類等 | 許可申請 |
|------------------------------|------|
| 広告物の写真（3か月以内に撮影されたもの） | ○ |
| その他（借地や使用権が更新された場合など必要な場合） | △ |
| 屋外広告物安全点検報告書（看板等の簡易広告物は不要） | ○ |
| 許可申請手数料（P15 の手数料一覧で確認してください） | ○ |

3. 許可を受けた場合の表示

許可番号・期限、管理者名等を記載した所定の『許可の証票』を見やすいところに表示することとなっています。ただし、はり紙等の場合は、所定の『許可印』に代えることができます。

4. 申請者の変更、広告物を除却等した場合

- 申請者の住所、氏名等を変更したとき **『屋外広告物管理者等設置(変更)届出書』**
- 広告物を除却したとき **『屋外広告物除却届出書』**（除却後の写真添付）
- 滅失したとき **『屋外広告物滅失届出書』**

許可申請手数料一覧

| 区分 | 単位 | | 手数料 | |
|--|---|----------------|---|------------------|
| 電柱広告及びのぼり旗 | 一本につき | | 310円 | |
| はり紙 | 100枚又はその端数ごと | | 310円 | |
| はり札 | 10枚又はその端数ごと | | 520円 | |
| アーチ類 | 1箇につき | | 3,160円 | |
| アドバルーン | 10日以内(11日以上) | | 1,580円(3,160円) | |
| 区分 | 単位 | 手数料 | 単位 | 手数料 |
| 立看板類、置看板類 広告板類、広告幕類 広告塔 ※特殊装置(照明装備) ありの場合は、()内 の金額になります。 | 1m ² 未満 | 420円(420円) | 15m ² 以上 20m ² 未満 | 4,740円(6,320円) |
| | 1m ² 以上 2m ² 未満 | 630円(630円) | 20m ² 以上 25m ² 未満 | 6,320円(7,900円) |
| | 2m ² 以上 5m ² 未満 | 1,050円(1,260円) | 25m ² 以上 30m ² 未満 | 7,900円(9,480円) |
| | 5m ² 以上 8m ² 未満 | 1,580円(2,100円) | 30m ² 以上 40m ² 未満 | 9,480円(11,000円) |
| | 8m ² 以上 10m ² 未満 | 2,100円 | 40m ² 以上 50m ² 未満 | 11,000円(12,600円) |
| | 10m ² 以上 15m ² 未満 | 3,160円(3,790円) | 50m ² 以上 60m ² 未満 | 12,600円(15,800円) |
| 60m ² を超えるもの 1件につき 12,600円(15,800円)に5m ² ごとに1,580円(1,580円)を加算した額 | | | | |

罰則規定

| 罰金 | 違反行為 |
|--------------|---|
| 50万円以下(第37条) | 除却など良好な景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止のために発せられた措置命令に従わない |
| 30万円以下(第38条) | 禁止地域又は禁止物件の規定に違反して広告物又は掲出物件を表示・設置 |
| | 許可地域に町長の許可を受けずに広告物又は掲出物件を表示・設置 |
| | 変更・改造の許可を受けずに広告物又は掲出物件を変更・改造 |
| | 許可期間の満了など除却すべき広告物又は掲出物件を除却しない |
| 20万円以下(第39条) | 広告物に関する報告や資料の提出に応じない、若しくは虚偽の報告や資料の提出 |
| | 広告物に関する検査の拒否、妨害、若しくは忌避 |

※屋外広告業を営む者は、栃木県屋外広告物条例に基づく罰則規定も適用されます。

関係法令及び手続き先

那須町には、町の屋外広告物条例の他に、広告物を規制の対象とする法令・条例があり、これらの規制が地域・場所によっては重複しています。事前に適用になる法令等についてご確認願います。

| | |
|---------------|--|
| 那須町屋外広告物条例 | 那須町 建設課 都市計画係 (お問い合わせ先は下記のとおり) |
| 栃木県立自然公園条例 | |
| とちぎふるさと街道景観条例 | |
| 自然公園法 | 環境省関東地方環境事務所 日光国立公園那須管理官事務所 那須郡那須町大字湯本207-2 那須高原ビジターセンター2階 TEL 0287-76-7512 FAX 0287-76-7513 |

● 発行／お問い合わせ先 ●

那須町 建設課 都市計画係

〒329-3292 那須郡那須町大字寺子丙 3番地13

TEL: 0287-72-6907 FAX: 0287-72-1009

E-mail: kensetsu@town.nasu.lg.jp

平成25年4月